

【 表 面 】

流動資産担保融資保証・根保証用

担 保 手 形 等 差 入 証

年 月 日

御 中

御 中

住 所

担保権提供者

印

私は、貴行および貴協会に対し別に差し入れた流動資産譲渡担保契約書に定める債権を担保するため、裏面記載の各条項を承諾のうえ、下記手形もしくは電子記録債権またはその両方を信託的に譲渡致しました。

記

手形・電子記録債権の別	手形支出人または電子記録債権債務者	手形振出日または電子記録債権発生記録日	手形満期日または電子記録債権支払期日	手形金額または電子記録債権金額	手形番号または電子記録債権記録番号	備 考
手・電						
手・電						
手・電						
手・電						
手・電						

【 裏 面 】

私は、別に差し入れた流動資産譲渡担保契約書に定める債権の担保として、商業手形または電子記録債権（以下、「担保手形等」という。）を貴行および貴協会に譲渡するについては、〇〇取引約定書の各条項のほか、次の条項を確約します。

なお、貴協会は、本契約に関する事務を貴協会と貴行の間で定めるところにしたがい貴行に委任しており、貴行が行う行為は、貴協会の代理人としての効力も有することを確認します（以下において「貴行」という場合、貴行および貴協会代理人としての貴行の双方を指すものとします。）。

（担保手形等の取立金）

第1条 貴行は、担保手形等の取立金を、上記債務の期限のいかんにかかわらず、任意の時期に、また、いずれの債務の弁済にも充当することができます。なお、債務全額を完済のうえは、その余剰金をご返済下さい。

（担保手形等の不渡り等）

第2条

- 1 担保手形等の主債務者が手形満期日もしくは電子記録債権支払期日に支払わなかったとき、または〇〇取引約定書第5条第1項第1号または第2号に該当したときは、その者が主債務者となっている手形または電子記録債権について、貴行から通知催告等がなくても当然に、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 2 担保手形等について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、貴行の請求によって、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 3 前二項により支払う担保手形等の代わり金については、貴行は第1条の担保手形等の取立金と同様に処理して差し支えありません。

（再担保）

第3条 貴行は、担保手形等を、都合によって、他に譲渡し、または再担保とすることができます。

（免 責）

第4条 担保手形等について、手形の主債務者その他の手形関係人または電子記録債権の債務者その他の関係人から支払いの猶予、更改等の申し出があり貴行においてやむを得ないと認められたときは、私への通知を要せず、任意に処理することができるものとし、それによる損害はすべて私の負担とします。

以 上

検 印	照 合